

東京商品取引所専門性向上試験 実施細則

(目的)

第1条 本細則は、東京商品取引所専門性向上試験に関し必要な事項を定め、これにより商品先物取引に関する専門知識の普及を促進し、もって投資家、ヘッジャー、ブローカー等の資質向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 東京商品取引所専門性向上試験（以下「本試験」という。）とは、商品先物取引に関する専門知識の習熟度を判定することを主たる目的として、当社が開設する商品市場（ゴム、貴金属、エネルギー、農産物・砂糖）及びオプション取引を対象科目として実施する試験をいう。

2 本試験の内容は、前項に掲げる科目に関する専門知識を問うもの及び商品先物取引に関する知識全般を問うものとする。

(開催・運営)

第3条 本試験は、年3回の開催を原則とする。ただし、受験の申込み状況等を考慮し、当社が調整を要すると判断した場合には、適宜、追加開催又は中止等の措置をとる。

2 当社は、必要に応じて本試験の開催・運営に関する業務を第三者に委託することができる。

(公示)

第4条 本試験に関する試験日程、受験方法、申込方法、受験料、注意事項等の詳細を記載した受験要領を作成し、本試験開催の都度当社ホームページ及び当社が別途通知するホームページに掲載することとする。

(合否判定)

第5条 当社は、合否判定基準に基づき、本試験の合否判定を行う。合否判定基準は、第1条の目的及び試験結果等を考慮し、試験及び科目ごとに定めるものとする。

2 合否結果は、郵送または当社ホームページにおける合格者の受験番号の掲示により通知するものとする。ただし、第3条第2項の規定により当社が本試験の開催・運営に関する業務を第三者に委託した場合、当該第三者が定める方法により合否結果を通知する。また、合格者の希望により、合格者の氏名等を当社ホームページに掲示することができる。

3 当社は、合格者が合格科目に関する専門性を有することを証し、「商品アナリスト・東京商品取引所認定」として認定し、合格者による当該名称の使用を認めるものとする。

(有効期間)

第6条 前条に基づく本試験合格（以下、「資格」という。）の有効期間は、合格した年度の翌年度末までとする。

2 前項に基づく資格の保有者のうち、資格の有効期間の延長を希望する者（以下「資格更新希望者」という）は、資格の有効期間内に、科目ごとに次条第1項に定める更新手続きを完了させることにより、更新手続き完了の翌年度末まで有効期間を延長できるものとし、以降、同様の手続きにより、有効期間を再延長することができるものとする。

3 資格の保有者が有効期間内に前項の手続きを完了させなかった場合は、資格の効力を失効するものとし、前条第3項に定める名称の使用もこれを認めない。

(資格更新講習)

- 第7条 前条第2項に掲げる更新手続きとは、当社が実施する「アナリスト育成セミナー」、「市況講演会」等から当社が科目ごとに指定した資格更新 Web 講習（確認テストの受験を含む）を修了し、更新に係る事務手数料を当社に納付することをいう。本資格更新講習に関する公示については、第4条の規定を準用する。
- 2 資格更新希望者は、前項の更新手続きを完了することで、更新講習修了証の交付を受けることができるものとする。なお、講習の修了は、当社が資格更新希望者の受講状況等を考慮して、受講者及び科目ごとに認定するものとする。
- 3 「アナリスト育成セミナー」を受講した者は、「商品アナリスト育成セミナー修了証」の交付を当社に請求することができる。この場合、当社は必要に応じて、受講者に対して「商品アナリスト育成セミナー修了証」の発行に係る事務手数料を請求することができる。なお、前条第1項に基づく資格を保有しない者が、「商品アナリスト育成セミナー修了証」の保有のみをもって、第5条第3項に定める名称を使用することはできないものとする。

(報告)

- 第8条 日本商品先物取引協会（以下「日商協」という。）より、「日商協外務員専門性向上認定要領」に基づき、登録外務員の合否判定結果について情報提供を求められたとき、当社は所定の情報を日商協へ報告することができる。

(表彰制度)

- 第9条 当社は、本試験実施年度末において資格を保有する個人が5名以上在籍している者について、これまでの人材育成への貢献に対し「東京商品取引所認定 人材高度化法人」の称号を付与し、本試験実施年度の翌期始めに表彰するものとする。
- 2 前項の表彰者の名称については、当該者の希望により、当社ホームページに掲示することができる。

(欠格条項)

- 第10条 前条の表彰制度は、次の各号のいずれかに該当する者については、適用しないものとする。
- (1) 本試験実施年度に主務省等による行政処分を受けた者。
- (2) 前号に掲げる者のほか、当社が表彰することが適当でないとする者。

(使用の差し止め)

- 第11条 当社は、第5条第3項に定める名称の使用を許諾し又は第10条に規定する称号を付与した者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、名称及び称号の使用を差し止めることができる。
- (1) 不正使用が認められる場合。
- (2) 前条の各号に該当することが判明した場合。
- (3) 前各号に掲げる者のほか、使用を差し止めることが適当と認められる場合。

(懲戒処分)

- 第12条 当社は、前条第1号に該当する者に対して懲戒処分として戒告する。

(改廃)

- 第13条 本細則の改廃は、代表取締役社長の決裁をもって行う。

附 則

本細則は平成 20 年 12 月 1 日に施行する。

附 則

規程名及び第 1 条（目的）の変更規定は、商号変更に係る定款変更の施行日（平成 25 年 2 月 12 日）に施行する。

附 則

第 1 条（目的）、第 3 条（開催）、第 5 条（合否判定）から第 7 条（報告）及び第 9 条（改廃）の変更規定、第 4 条（認定試験の申請）及び第 8 条（遡及措置の申請）の削る並びに第 4 条（公示）、第 6 条（称号の付与）、第 9 条（表彰制度）及び第 10 条（称号使用の差し止め）の新設規定は、平成 25 年 5 月 28 日に施行する。

第 2 条 平成 24 年度以前の本試験に合格し、かつ、変更前の第 6 条に定める有効期間内にある者に対しては、第 7 条 2 項に定める講習を受講することを条件に第 6 条の称号を付与する。ただし、変更前のオプション取引検定試験の合格の有効期間は、平成 27 年度末までとする。

附 則

第 6 条（称号の付与）の変更規定は、2015 年度検定試験合格者（2016 年 2 月 6 日実施）及び資格更新講習修了者（2016 年 3 月中）より適用し、かつ、既存の合格者についても呼称の変更は適用する。

附 則

第 10 条（欠格条項）及び第 12 条（懲戒処分）の新設規定並びに第 9 条（表彰制度）、第 10 条（称号使用の差し止め）及び第 11 条（改廃）の変更規定は、2015 年度検定試験合格者（2016 年 2 月 6 日実施）及び資格更新講習修了者（2016 年 3 月中）より適用する。

附 則

第 7 条（有効期間）の変更規定及び第 8 条（専門性向上講習）の新設規定は、2017 年 4 月 1 日より施行し、2017 年度検定試験合格者及び資格更新講習修了者より適用する。

ただし、2014 年度検定試験合格者及び資格更新講習修了者の合格の有効期間は 2017 年度まで、2015 年度検定試験合格者及び資格更新講習修了者の合格の有効期限は 2018 年度まで、2016 年度検定試験合格者及び資格更新講習修了者の合格の有効期限は 2019 年度までとし、2017 年度以降、資格更新した場合にあっては本則の有効期間を適応する。

附 則

第 1 条（目的）の新設規定並びに第 2 条（定義）、第 3 条（開催・運営）、第 4 条（公示）、第 5 条（合否判定）、第 6 条（有効期間）、第 7 条（資格更新講習）、第 8 条（報告）、第 9 条（表彰制度）、第 10 条（欠格条項）、第 11 条（使用の差し止め）、第 12 条（懲戒処分）、及び第 13 条（改廃）の変更規定は、2018 年 5 月 31 日より施行し、2018 年度検定試験合格者及び資格更新講習修了者より適用する。

附 則

本変更規定は、2019 年 12 月 1 日より施行する。